

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3.85%（税込）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
- ・ 当社が別に定める口座管理料をご負担いただきます。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当ファンドの販売会社の概要

商 号 等	安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 1 号
本店所在地	〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦 3 丁目 23 - 21
連 絡 先	本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	22 億 8 千万円

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

(022.001)

主な事業

金融商品取引業

設立年月

昭和19年4月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、お取引のある店舗にて承っております。

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

投資信託についてお客様にご負担いただく費用

■購入時にご負担いただく費用

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても、購入する口数やご注文方法によって異なる場合があります。

購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.3% (税込) の場合は、概算で次のように計算します。

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times \text{約定日の基準価額}$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3.3\% (\text{税込})$$

<口数指定で申込>

1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り)

$$\text{購入金額} = 1,000,000 \text{ 口} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) = 1,000,000 \text{ 円}$$

$$\text{購入時手数料} = 1,000,000 \text{ 円} \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円}$$

となり、合計 1,033,000 円お支払いいただくこととなります。

<金額指定で申込・一部の銘柄で取扱いを行います>

1,000,000 円購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り)

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口})$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3.3\%$$

$$\text{お支払金額 } 1,000,000 \text{ 円} = \text{購入金額} + \text{購入時手数料}$$

購入金額と購入時手数料を合算して 1,000,000 円となるよう最大の購入口数を 1 口単位に計算して求めます。従って、1,000,000 円全額が投資信託の購入金額となるものではありません。

最大の購入口数は 968,055 口になり、購入時手数料は 31,945 円になります。

購入時手数料を概算で求めるには、次の計算式で確認できます。

$$\text{購入時手数料} = (\text{購入金額} / (1 + 3.3\%)) \times 3.3\%$$

* 上記の購入時手数料計算は概算です。実際の計算は、手数料を計算してから小数点以下を切捨てし、消費税を計算してから小数点以下を切捨てします。

* 分配金再投資コース (一部銘柄で取扱) の場合、分配金は税金処理後に再投資されますが、購入手续费はかかりません。再投資は、金額指定での申込となります。

■運用 (保有) 時にご負担いただく費用

投資信託の運用中は信託財産の純資産総額に対する「信託報酬」(最大 2.709% (税込み・概算)) が計算され、資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。また、運用成績に応じた成功報酬をいただく場合があります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

■解約 (換金) 時にご負担いただく費用

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部 (最大 0.5%) を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基

僕も**FX取引**で
困ってるんだ。
どうしよう…。



投資信託の取引で
困ったわ。どうしたら
いいかしら。



株取引のトラブル、
どこに聞けば
いいんだろう？



ご相談は、「指定紛争解決機関」

証券・金融商品あっせん相談センター

フィンマック
証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）は、
法律に基づく公的な団体が連携した**指定紛争解決機関（金融庁指定）**です。
証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX 等のトラブルを
公正・中立な立場で解決を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引（FX）・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます（預金、保険などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません）。公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手続きの申立てを受け付けます（あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます）。

詳しくはホームページへ <https://www.finmac.or.jp/>

FINMAC

検索



ご相談は
お気軽に！



フリーダイヤル

0120-64-5005

●月曜日～金曜日（祝日等を除く）●午前9時～午後5時



03-3669-9833



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター



かいけつサポート

認定紛争解決サービス

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館



FINMAC(フィンマック)とは？

法律に基づく公的な団体が連携した苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



ADR FINMACの特長は？

公正！

金融商品取引法^(※1)の指定・認定やADR促進法^(※2)に基づく認証を受け、**中立的立場**で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。

また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。

(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



かいけつサポート
ADR紛争解決サービス

迅速！

裁判では、かなり長い時間を要しますが、あっせんは**迅速**、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます。

身近！

あっせんは、お住まいのある**都道府県庁所在地**で行います。



どのように相談にのってくれるの？



ステップ 1



相談・苦情
無料

まずは、お電話ください。
中立・専門の相談員が応じます。

ステップ 2



所定の
あっせん申立金

あっせんの場合には、公正・
中立の立場の弁護士があっ
せん手続きを行います。

ステップ 3



通常1～3回程度の話し合いに
より、あっせんの成立(和解)、
打ち切りなど対応がなされます。

解決



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ！

フリーダイヤル

0120-64-5005

月曜日～金曜日(祝日等を除く) 午前9時～午後5時

<https://www.finmac.or.jp/>



ノムラ日本株戦略ファンド
Big Project-N

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日
2025年2月22日

ノムラ日本株戦略ファンド

愛称：Big Project-N

追加型投信／国内／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	年2回	日本	ファミリー ファンド

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2024年10月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：61兆9881億円（2024年9月30日現在）

この目論見書により行なうノムラ日本株戦略ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月13日に関東財務局長に提出しており、2024年12月14日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

「ノムラ日本株戦略ファンド」「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」 投資信託約款の変更のお知らせ

「ノムラ日本株戦略ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）および「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、投資信託約款の変更をすることについて、異議申立の手続きを実施する予定です。

記

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行なって参りました。

当ファンドにおいては、これまで長期に亘って運用改善の取り組みを続けて参りましたが、パフォーマンスは低位な状態が継続しております。つきましては、お客様に十分な付加価値を提供出来ていない状況を解消するため、マザーファンドの運用の基本方針を「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」と同一のものとし、当ファンドにおいても、マザーファンドの運用方針の変更に合わせて運用方針を変更する約款変更を行なう異議申立の手続きを取ることにいたしました。約款変更後の運用方針は以下のとおりです。

ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

主要投資対象：わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

投資方針：

- ・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）※¹をベンチマークとします。

※¹ 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）はわが国の株式市場全体のパフォーマンスを表わす代表的な指数です。

- ・ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

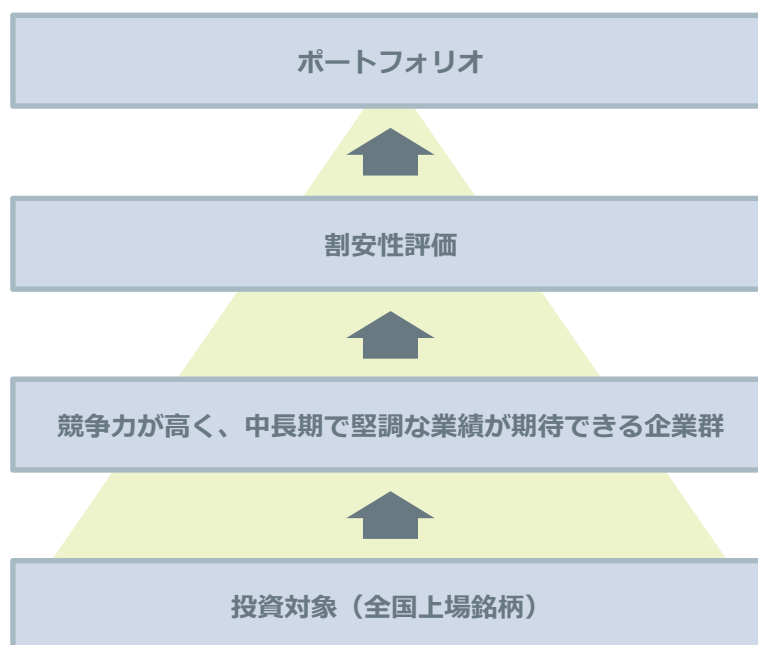
株式への投資にあたっては、上場株式等の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

- ・株価の割安性をベースに銘柄選定を行ないます。

銘柄選択にあたっては、全国上場銘柄（またこれに準ずる銘柄を含みます）から競争力や経営力が高く、中長期的に堅調な業績拡大が期待できる企業※²に着目し、主にPER（株価収益率）などのバリュエーション指標に基づき、中長期で割安と思われる銘柄に投資します。以上のプロセスを進める過程では、運用担当者および委託会社アナリストが企業訪問等による確認を行ない、組入銘柄の最終的な選定の参考とします。

※² 企業の中長期の業績拡大の評価・分析に際しては、当該企業が属する産業が成長産業の場合は当該業界内での競争力の有無、成熟産業の企業の場合は当該業界で勝ち残ることの可能性、特定の分野・事業領域で高い市場シェアを持っているかなどに着目します。

【銘柄選択プロセスのイメージ図】



なお、運用方針の変更完了後に「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」は「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」とのファンド併合*を行なう予定です。当ファンドは併合の対象外ですので、受益者のみなさまの保有する受益権、口数、課税上の取り扱いには影響いたしません。

* ファンド併合とは複数の投資信託の信託財産を一つの投資信託の信託財産とすることをいいます。

加えて、受益者の権利行使の手続きを合理化することを目的として適用する信託法を旧法（信託法（大正11年法律第62号））から新法（信託法（平成18年法律第108号））に変更します。

なお、マザーファンドを主要投資対象とする「ノムラ日本株戦略ファンド（確定拠出年金向け）」（以下「他ファンド」といいます。）においても同時に、当ファンドと同様に運用方針等の変更に係る異議申立の手続きを行なっております。手続きは互いに独立しておりますが、それぞれの異議申立の手続きの結果、当ファンドまたは他ファンドのいずれかにおいて約款変更が成立しなかった場合は、当ファンドおよびマザーファンドは約款変更を行ないません。

また、異議申し立て手続きの結果、上記の約款変更を適用する事となった場合には、当ファンドにおいて以下の約款変更をあわせて行なう予定です。

- ・ 運用方針の変更に伴い、ファンド名称を「野村国内株式アクティブオープン」に変更いたします。
- ・ 信託報酬を総額年1.672%（税抜年1.52%）に引き下げ、決算日を2月および8月の27日に変更いたします。

なお、2025年2月25日時点で当ファンドを保有している受益者の方が異議申し立てを行なうことができます。2025年2月25日以降のお申込みにより取得された受益権および2025年2月21日以前のお申込みにより換金（解約）された受益権については、投資信託約款の変更に係る異議申立の権利はございません。

当該約款変更に関する異議申立の結果については当社ホームページをご覧ください。

（異議申立期間：2025年2月25日～2025年3月26日、ホームページ掲載予定：2025年3月31日）



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

中長期的にわが国株式市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象[※]とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

- 株式への投資にあたっては、投資対象銘柄を「大中型バリュー」「大中型グロース」「小型ブレンド」の3つに区分し、それぞれの投資スタイルに応じた専門の運用チームが個別投資銘柄の選定、投資比率の決定等を行ないます。

幅広い投資機会を捉えることを目指します

株式市場では、構成している全ての銘柄が同一に動くわけではなく、経済要因などの様々な投資環境要因等によって程度の差こそあれ市場全体とは異なった動きをする銘柄群に区分することが可能と考えられています。主としてバリュー投資によって選別される銘柄（バリュー銘柄）と主としてグロース投資によって選別される銘柄（グロース銘柄）および大型株・中型株と小型株の区分などはその代表的な例と考えられます。

ファンドは異なる投資スタイルを組み合わせるファンドです。株式の投資対象銘柄を「大中型バリュー」「大中型グロース」「小型ブレンド」の3つの区分に分け、それらを組み合わせることで幅広い投資機会を捉えることを目指します。



ファンドの目的・特色

各投資スタイルチーム毎の運用方針

大中型バリュー

主として大中型株の中から、企業の投資価値に比べて株価の割安度が相対的に大きいと判断される銘柄を中心に投資します。銘柄の選定にあたっては、株価の割安性を評価する定量指標と、企業のファンダメンタルズ分析に基づく定性評価を組み合わせる総合的に判断します。

大中型グロース

主として大中型株の中から、今期あるいは来期の利益成長が期待できる銘柄や将来の収益成長が期待できる銘柄などに中長期的な視野から投資を行ないます。組入れ対象となる企業の業績や将来性、その属する産業の動向などの調査・分析により数年あるいは将来の利益成長が期待できる企業群を発掘し、株価の水準などを検討しつつ積極的に組入れを行ないます。

小型ブレンド

主として小型株の中から、将来の株価上昇が期待される銘柄をボトムアップ・アプローチにより選定し、投資を行ないます。その際、各企業が置かれた様々なライフステージ（成長過程に進むことが期待される新しい企業～成長軌道に乗った企業～成熟段階にあるものの再成長を狙っている企業等）に即した投資アプローチを採用することを特徴としています。

- 各スタイル運用チームへの資産配分（スタイル・アロケーション）については運用総責任者を中心とする社内エコノミスト、アナリスト等から構成される当ファンド専用の「投資政策委員会」が、投資環境見通し等の定性的判断に加え、リスク管理等の定量的判断も参考にして、適宜変更することを基本とします。
- ・資産配分比率決定の頻度は、原則として毎月としますが、投資環境見通し等に変更があった場合等には、適宜行なう場合があります。

各資産配分の考え方

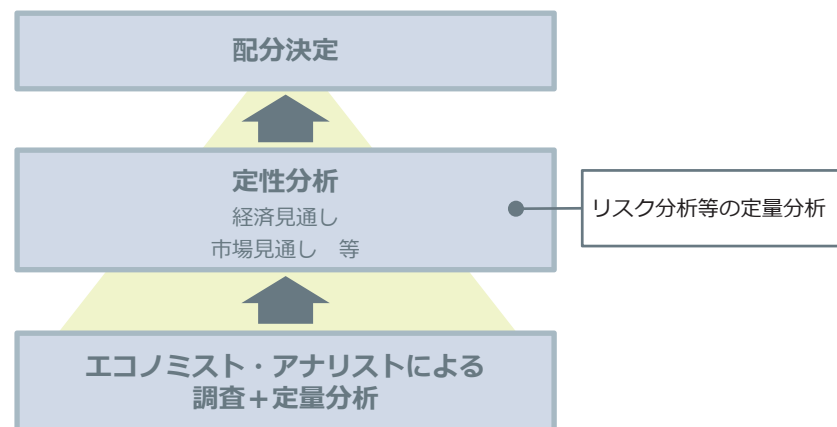
各投資スタイルへの資産配分比率は、ファンド専用の投資政策委員会を構成する各メンバーの市場環境見通し、経済見通し等の定性的判断に加え、ベンチマークの構成比率との乖離度合などのリスク管理等の定量的判断も参考にして決定することを基本とします。その際、社外のエコノミスト等の専門家を含む委託会社の各種投資環境検討会等の見通しも随時活用します。



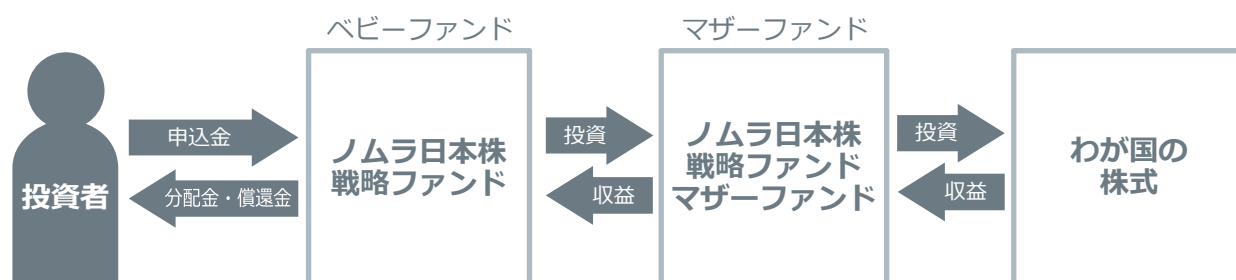
ファンドの目的・特色

■ 配分決定のプロセス ■

ファンド専用の投資政策委員会



- 株式の実質的な組入れにあたっては、フルインベストメントを基本とします。
 - ・投資環境、資金動向などを勘案して、運用総責任者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマークとします。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。





ファンドの目的・特色

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配の方針

原則、毎年3月および9月の20日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



投資リスク

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

- ※流動性リスク管理について

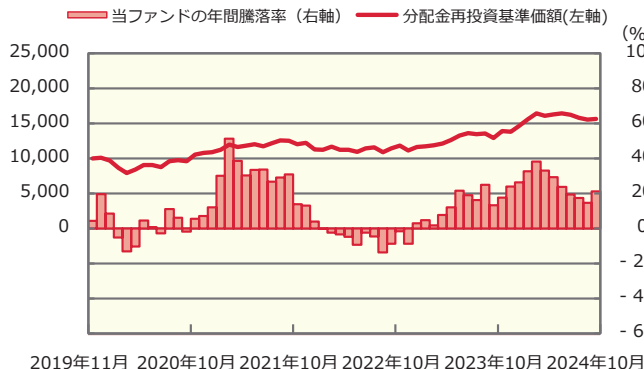
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



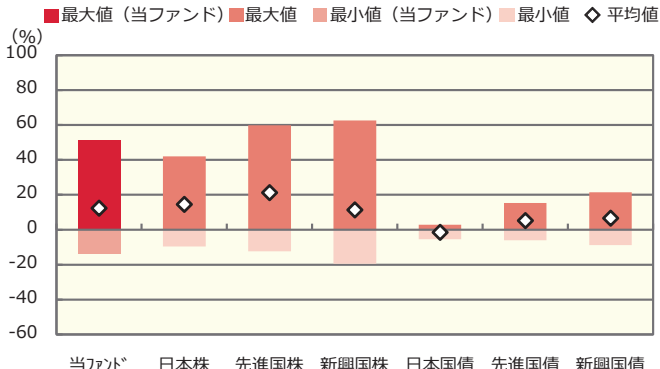
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2019年11月末～2024年10月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	51.3	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 13.6	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	12.3	14.5	21.3	11.4	△ 1.5	5.2	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

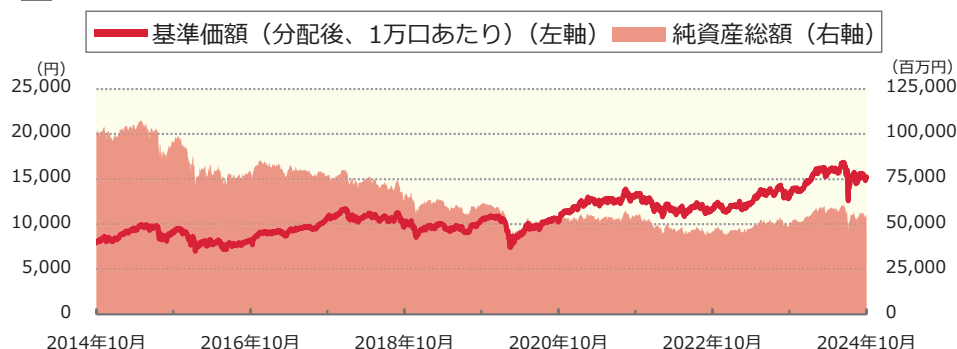
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社」といいます。）の知的財産権であり、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）



運用実績 (2024年10月31日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2024年9月	250 円
2024年3月	300 円
2023年9月	200 円
2023年3月	100 円
2022年9月	100 円
設定来累計	1,360 円

主要な資産の状況

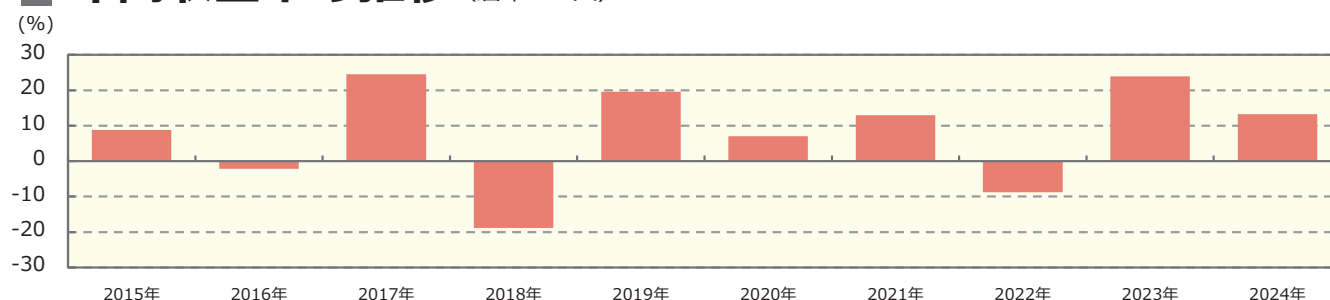
実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	6.1
2	日立製作所	電気機器	5.4
3	ソニーグループ	電気機器	5.2
4	大和ハウス工業	建設業	4.2
5	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	3.8
6	T&Dホールディングス	保険業	3.0
7	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.8
8	I N P E X	鉱業	2.3
9	村田製作所	電気機器	2.2
10	ナブテスコ	機械	2.2

実質的な業種別投資比率 (上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	電気機器	22.6
2	銀行業	8.8
3	情報・通信業	7.4
4	小売業	6.9
5	卸売業	5.6

年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	購入コース	購入単位
	一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位
(原則、購入後に購入コースの変更はできません。)		
購 入 価 額	購入申込日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して4営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	

換 金 単 位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換 金 価 額	換金申込日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して4営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	

申 込 締 切 時 間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 (販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)
購 入 の 申 込 期 間	2024年12月14日から2025年6月19日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	1日1件60億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。

信 託 期 間	無期限 (2000年2月2日設定)
繰 上 償 還	受益権口数が50億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年3月および9月の20日 (休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年2回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信 託 金 の 限 度 額	2兆円
公 告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用が可能です。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA (少額投資非課税制度) の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠 (特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 * 上記は2024年10月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



#



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2024年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	2.09	2.09	0.00

（2024年3月22日～2024年9月20日）

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 各比率は、年率換算した値です。

* マザーファンドが支払った費用を含みます。

* その他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

